

緊急事態宣言が発出された場合の運営状況

(首都圏等に緊急事態宣言が発出された場合の各施設の取扱いは、次のとおりとする予定です)

施設名	運営状況等	問合せ先 電話番号	その他特記事項
敷根公園 (健康広場・テニスコート・弓道場)	開放 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	(公財)下田市振興公社 敷根公園屋内温水プール 0558-23-6333 下田市建設課 0558-22-2219	一部利用制限のある施設があります。 詳細は(公財)下田市振興公社にお問い合わせください。
敷根公園 (屋内温水プール)	開館 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	(公財)下田市振興公社 敷根公園屋内温水プール 0558-23-6333 下田市建設課 0558-22-2219	県内在住者の利用に限ります。 遊泳時間は13:00～20:00(平日)、 10:00～18:00(土日祝祭日)となっています。 詳細は(公財)下田市振興公社にお問い合わせください。
敷根公園 (トレーニングルーム)	臨時休業(継続)	(公財)下田市振興公社 敷根公園屋内温水プール 0558-23-6333 下田市建設課 0558-22-2219	
基幹集落センター	開館 【欄外 1～4を参照ください】	下田市産業振興課 0558-22-3914	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
加増野ボレーボール	開館 【欄外 1～4を参照ください】	下田市産業振興課 0558-22-3914	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
爪木崎自然公園花園温室	開館 【欄外 1～4を参照ください】	下田市産業振興課 0558-22-3914	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
小・中学校の体育館	開放 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	下田市教育委員会 生涯学習課 0558-23-5055	市内及び賀茂郡内在住者の利用に限ります。 市の定めた利用基準人数以内とする。
小・中学校のグラウンド	開放 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	下田市教育委員会 生涯学習課 0558-23-5055	県内在住者の利用に限ります。 人と人の距離(できるだけ2mを目安)を十分に確保できること。
下田市立図書館	開館 【欄外 1～4を参照ください】	下田市立図書館 0558-22-0352	
下田市民文化会館	開館 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	(公財)下田市振興公社 下田市民文化会館 0558-23-5151	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。 収容率及び人数については、施設管理者にお問い合わせください。
下田市民スポーツセンター	開館 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	(公財)下田市振興公社 下田市民スポーツセンター 0558-27-1200	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。 収容率及び人数については、施設管理者にお問い合わせください。
吉佐美市営グラウンド	開放 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	下田市教育委員会 生涯学習課 0558-23-5055	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。 収容率及び人数については、施設管理者にお問い合わせください。
下田市立公民館 (中央公民館、朝日公民館、稲生沢公民館)	開館 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	下田市教育委員会 生涯学習課 0558-23-5055	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。 収容率及び人数については、施設管理者にお問い合わせください。
吉田松陰寓寄処	開館 【欄外 1～4を参照ください】	下田市教育委員会 生涯学習課 0558-23-5055	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
田牛青少年海の家	開館 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	下田市教育委員会 生涯学習課 0558-23-5055	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。 収容率及び人数については、施設管理者にお問い合わせください。

施設名	運営状況等	問合せ先電話番号	その他特記事項
道の駅開国下田みなと（常設展示室）	開館 【欄外 1～4を参照ください】	道の駅開国下田みなと 0558-25-3500	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
道の駅開国下田みなと（特別展示室）	開館 【欄外 1～4を参照ください】	道の駅開国下田みなと 0558-25-3500	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
道の駅開国下田みなと（会議室）	開館 【欄外 1～4を参照ください】	道の駅開国下田みなと 0558-25-3500	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
道の駅開国下田みなと（テナント）	開館 【欄外 1を参照ください】	道の駅開国下田みなと 0558-25-3500	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
旧澤村邸	開館 【欄外 1～4を参照ください】	観光交流課 0558-22-3913	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
龍宮窟（駐車場含む）	開放 【欄外 4を参照ください】	観光交流課 0558-22-3913	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。
下田市総合福祉会館 老人福祉センター	臨時休業（継続）	福祉事務所 0558-22-2216 社会福祉協議会 0558-22-3294	一般利用（入浴等）、貸館の利用中止。 社会福祉協議会及び介護保険事業所は継続実施中。
下田市地域子育て支援センター	開館 【その他特記事項及び欄外 1～4を参照ください】	下田市教育委員会 学校教育課 0558-23-3929	市内在住者のみ 事前予約による人数制限（上限10組）
多々戸温水シャワー	開放 【欄外 4を参照ください】	観光交流課 0558-22-3913	緊急事態宣言区域外在住者の利用に限ります。

- 1 施設の利用に当たっては、下記の徹底をお願いします。
「3密（密閉・密集・密接）」の防止の徹底
基本的な感染症予防対策の徹底（手洗い、手指の消毒、共用物の消毒、咳エチケット、マスクの着用等）
- 2 使用者（参加者）の氏名、住所、緊急連絡先、風邪症状・発熱の有無の確認と名簿の作成をお願いします施設があります。詳細は、お問合せください。
- 3 上記 1、2 について誓約した「使用同意書」の提出を条件に許可する施設があります。詳細は、お問合せください。
- 4 今後の状況により、変更が生じる可能性があります。
- 5 まん延防止等重点措置の適用地域の方は、利用自粛をお願いします。